

千葉市市制 1 0 0 周年記念協議会会則（案）

（目的）

第 1 条 この会則は、千葉市市制 1 0 0 周年が、千葉市（以下「市」という。）に関わる全ての人々にとって、本市の都市としての成長の歩みを振り返り、先人たちの業績に感謝をするとともに、本市が日本の中で果たしてきた役割やその価値を見つめ直し、これを如何に未来へ継承、発展させていくのかを考え、行動につなげていく機会となることを目指し、千葉市市制 1 0 0 周年記念事業（以下「記念事業」という。）の積極的かつ円滑な推進を図るため、千葉市市制 1 0 0 周年記念協議会（以下「協議会」という。）を設置し、必要な事業等を行うことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この会則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）記念事業

前条の目的を達成するために、協議会又は会員が実施する事業及び、協議会の認証を受けて市民や企業、団体その他の多様な主体（以下「市民等」という。）が実施する事業

（2）基幹事業

記念事業のうち協議会又は協議会を構成する者が実施する事業

（3）認証事業

記念事業のうち協議会の認証を受けて市民等が実施する事業

（事業）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

（1）基幹事業（協議会が主催するものに限る。）の企画及び実施に関すること。

（2）認証事業の認証に関すること。

（3）記念事業の広報及び啓発に関すること。

（4）協議会に対する協賛金に関すること。

（5）上記のほか記念事業の円滑な推進に関すること。

（組織）

第 4 条 協議会は、第 1 条に掲げる目的に賛同する別表に掲げる団体により組織し、それぞれの団体は協議会会員とする。

（会員の責務）

第 5 条 会員は、自ら記念事業を積極的に実施するとともに、記念事業の広報、並びに会員同士の連携に努める。

2 会員は、記念事業や広報等の実施状況について、会長に報告をする。

（役員の職務）

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

（1）会長 1 人

（2）副会長 2 人

（3）監事 2 人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の選出)

第7条 会長は、千葉市長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、会長が、会員の同意を得て会員の中から選任する。

(任期等)

第8条 会員及び役員（以下「会員等」という。）の任期は、協議会が設立されたときから第14条の規定に基づき協議会が解散するときまでとする。

(会議)

第9条 会長は、協議会を招集し、会議を主宰する。

2 協議会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 専門部会に付託及び委任する事項に関すること。

(5) 第7条の規定に基づく役員選任の同意に関すること。

(6) その他協議会の運営に関すること。

3 協議会は、会員の過半数の出席をもって開会し、議事は出席会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前項の適用については会議に出席したものみなす。

5 会長は、協議会の円滑な運営を図るため、特に必要があると認めるときは、会員の書面表決をもって会議の議決に代えることができる。

(専門部会)

第10条 会長は、協議会の運営に必要と認めた場合、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を協議会に報告する。

3 専門部会は、次に掲げる者のうちから会長が指名した部会長及び部会員をもって構成する。

(1) 会員

(2) 会員等から推薦を受けた者

(3) その他会長が特に必要と認める者

4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長がその職務を行うことができない場合又は不在の場合は、その職務を代理する。

6 前条第3項から第5項までの規定は、専門部会の運営においてこれを準用する。

7 その他、専門部会に関し必要な事項は、協議会に諮って会長が別に定める。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、協議会を招集するいとまがない緊急事項又は協議会の権限に属する事項で軽易なものについては、専決処分することができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局を千葉市総合政策局総合政策部に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第13条 協議会の収支予算は、協議会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、協議会の承認を得なければならない。

2 協議会の予算は、市の負担金、協賛金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。市の負担金の額は、市の予算の範囲内とする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 その他、協議会の会計について必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、市の会計に関する諸規程等を準用する。

(解散)

第14条 協議会は、その目的が達成されたときに協議会の議決を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第15条 協議会が解散する時の収支決算において剰余金が生じたときは、その残余財産は市に帰属する。

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和 年 月 日から施行し、協議会において解散が議決されたときにその効力を失う。

別表（第4条関係）

千葉市	(公財) 千葉市スポーツ協会
千葉県警察千葉市警察部	千葉市民生委員児童委員協議会
国立大学法人千葉大学	(福) 千葉市社会福祉協議会
千葉商工会議所	千葉市青少年育成委員会
(一社) 千葉県経営者協会	(公財) 千葉市教育振興財団
千葉県経済同友会	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社
千葉市商店街連合会	千葉みらい農業協同組合
(公社) 千葉市観光協会	千葉テレビ放送株式会社
千葉市町内自治会連絡協議会	株式会社千葉日報社
千葉市を美しくする会	日本放送協会千葉放送局
千葉市文化連盟	株式会社ベイエフエム